

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和2年2月19日(水) 開会 10時50分
閉会 11時28分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 ①特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例
(議案第5号)
②二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
(議案第7号)
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、小笠原委員、前田委員、一石委員、
野地議長
- 執行者側 ①町長、副町長、教育長、教育部長、生涯学習課長、生涯学習・
スポーツ班長
②町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、福祉・障がい者
支援班長
- 傍聴議員7名
一般傍聴者0名

5. 経 過

①特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例（議案第5号）

<補足説明>

なし

<質疑>

露木

今回の内容は青少年指導員と地域学校協働活動推進委員の2種類だが、なぜ今回2職種なのか。このかたが会計年度任用職員になるのかを確認する。

生涯学習・スポーツ班長 青少年指導員と地域学校協働活動推進委員について今まで非常勤特別職という位置づけだったが、地方公務員法が改定され、特別職の規定が少し厳格化されたことにより、青少年指導員と地域学校協働活動推進委員がその枠から除外されてしまうということで今回、条文改正させていただく。この2つについては会計年度任用職員というわけではなく有償ボランティア的な形で活動については謝礼で、報償費を支払う形を考えている。

露木

逆にスポーツ推進委員と保健センター嘱託医がそのまま残ることに対しての差はどういうことなのか。

生涯学習・スポーツ班長 スポーツ推進委員については今まで通り非常勤特別職として残る。こちらについては上位法でスポーツ基本法という中でスポーツ推進委員は非常勤とすると位置付けられている。そのように位置付けられているものについては、非常勤特別職として該当するため、そのままとなっている。

野地 この両指導員と推進委員は非常勤特別職ではない有償ボランティアということになるという質問だが、例えば青少年指導員は町長及び県知事からの委嘱を受けた中の職員扱いであり、ということは委嘱されないという意味合いになるのか。任意の団体、任意の立場となると事務局が生涯学習課となる可能性があるが、協議会という団体の扱いはこれからどのようなようになるのか。

生涯学習・スポーツ班長 青少年指導委員については県と町で委嘱を受けている。今後についても県から委嘱、町からも非常勤特別職ではないが、今までやっていただいた活動内容については変えるつもりはない。同じように委嘱という形で委嘱状をお渡しさせていただき、地域の青少年健全育成ということでお願いしたいと考えている。事務局についても教育委員会として地域の青少年健全育成に係ることをやっていただきたいとお願している部分があるので、今まで通り事務局は生涯学習課の方で担っていきたいと思う。

野地 今のお話を伺うと、制度が変わって法律が離れたが、町の対応としては何も変わらないと。委嘱されながら事務局もあって報酬というか有償ボランティア団体として活動費も同じと。何も変わらないというふうに思うが、そのような理解でよろしいか。

生涯学習・スポーツ班長 活動自体は何も変わることはない。ただ、非常勤特別職ではなくなるので、例えば庁用車の運転ができなくなるとかは生じてくると思う。

委員長 私から確認をさせていただきたい。上位法が変わるといっても、先ほどの審議の中では町での位置付けも変わらず、私自身はこの青少年指導委員の活動はものすごく大事だと思っていた。上位法が変われば、必ずそれを受けて町の条例も変えなくてはならないのかが疑問としてある。町独自として青少年指導員を現在の位置付けに残せないのか。

生涯学習・スポーツ班長 町としてもスポーツ推進委員と同じような形で非常勤特別職として同じようにやっていきたいところではあるが、県も特別職として位置付けるのは難しいというような見解が出ている。他の市町村においても同様な対応を取っているのでは仕方ないところかなと思う。

委員長 県の方がそういう見解ということだが、特別職を残しておけない積極的な理由が何となく納得しにくい部分だが、その見解をもう一度、県の方もどういうふうに言っているのか教えていただければと思う。

生涯学習・スポーツ班長 県の見解としては今の改正された地方公務員法を解釈するとかかなり非常勤特別職というのが限定的に解釈され、青少年指導員がこれに当たらないはつきり言っている。あと、新しく改正で付け加えられた部分について、助言、調査、審査又は総務省令で定める事務というのがある。そちらについても、この助言というのが住民とかに対してというのではなく、成分的な助言に限り該当するというので、青少年指導員はこれに該当しないという見解を示した。

一石

もうひとつの地域学校協働活動推進委員だが、新しい役職だと思う。放課後子ども教室に係わるところで各市町がかなり進めている。週に4回とかやられている市町村があるところで、二宮は年に数回ということだが、生涯学習課に移ったことにより、地域のご協力を得て、子どもたちの放課後を充実していこうという動きについて、私は評価をしているところである。この地域学校協働活動推進委員の方々の動きと、自分たちの活動についてどんなご意見を持っているか状況を教えていただきたい。

休憩 11時00分（Jアラート試験放送のため一時中断）

再開 11時01分

生涯学習・スポーツ班長 地域学校協働活動推進委員の動きと活動だが、今地域学校協働活動推進委員は3名おり、各小学校に1名ずつ配置されている。活動内容としては、今主体的に行っているのは、放課後子ども教室の企画と運営を今年度から生涯学習課と一緒にやっていただいている。今までは生涯学習課だけで運営していたが、今までよりもそれぞれの学校の特色や、推進委員の企画力や人材を集めてくる力とかを活かしたのかなと思う。各学校によって少し違う内容で実施をさせていただいたところである。各推進委員の感想として、初めはとても大変でうまくできるか分からなかったが、子どもと直接関われ、町を歩くと先生などの声をかけられ、それがすごくやりがいになったという声を聞いている。

一石

処遇についてもお答えいただきたい。

生涯学習・スポーツ班長 今後は非常勤特別職からは外れるが、協力者謝礼という形で活動についての対価をお支払させていただく予定ある。そちらについての単価についても今まで通りとさせていただいている。

休憩 11時03分

（傍聴議員の質疑：大沼、根岸、羽根 各議員）

再開 11時13分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第5号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第5号は可決された。

以上で審査を終了とする。

休憩 11時14分

再開 11時15分

②二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（議案第7号）

＜補足説明＞

福祉保険課長

今回の改正は、この条例に定められている各種制度のうち、「災害援護資金の貸付け」の償還等について規定している第13条第3項を、根拠となる法令の改正に合わせて、引用条文を中心に改正するものである。

条例文の新旧対照表の改正後の条文に沿って説明するが、本日追加配付の資料と併せてご覧いただきたい。

まず「償還金の支払猶予」だが、今までは、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に内容が規定されていたが、新たに法律の第13条に格上げとなった。「支払猶予は、貸付けを受けた方にとって、償還計画を立てる際に重要な制度であるため、法律上明確であることが望ましい」ということが法律改正の理由である。

次に「償還免除」です。法律の条番号が繰り下がり、第14条第1項第1号の規定となっている。法律の内容についてだが、償還免除となる理由に、貸付けを受けた方の死亡、重度障害に加え、破産手続きや再生手続きの開始決定がされた場合も対象とすることが可能と改められたので、町でも同様の取扱いとすることとなる。

次に「報告等」である。これは法律の第16条に新たに位置づけられた項目である。支払猶予や免除を判断する際、市町村が、貸付けを受けている方に、収入や資産の状況報告を求めたり、官公署に資料の提供などを求めたりすることができるようになり、客観的な判断をすることが可能となる。なお、法律の条文には、保証人についても記述があるが、二宮町では保証人不要としている。

続く「一時償還金」と「違約金」だが、こちらの根拠条文は、それぞれ施行令の第8条、第9条で変更はない。また、施行令の第12条は、償還金の支払猶予の具体的な内容を表したものである。

＜質疑＞

松崎

事前にいただいた資料5を読んだだけではよく分からなくて、今日の説明で少しくリアになった感じだが、要するに14条の第1項が加わって、被災者にとってより優しくなったという理解で良いか。

福祉・障がい者支援班長 新しく加わったのは、第13条の方で、13条が14条に繰り下がったという形になる。14条の第1項の方で、破産手続き廃止の決定もしくは再生手続き開始の場合に償還免除ができるということである。

委員長

つまり新たに要件が加えられたということで、範囲が広がったという理解でいいのか。

福祉・障がい者支援班長 その通りである。

露木

資料について、松崎委員も言ったが、今日配られたものを見て理解が深まったところもあるが、これは資料として先に配れないものなのか。補足説明でこれを聞いてというより、資料として出していただけるのが一番いいと思うが、これはこの課に限らないことだと思うが、そのことについて伺いたい。

あと、今回の法改正の趣旨というところで、弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律案要旨というところで、市町村は災害弔慰金及び災害傷害見舞金に関する事項を調査、審議するため、条例の定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする、とあるが、この合議制の機関というものはあるのか。審議会とか置くのかどうか、その検討をされたのかお聞かせいただきたい。

福祉・障がい者支援班長 審議会の件だが、審議会の役割は、災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給に当たっては、災害と受傷との因果関係に疑義が生じた場合に、審査を行うものとなっている。実際にそのような疑義が生じる可能性は多くないと考えている。発生した場合は、県と協議の上、県での設置、運営委託も可能である。県内他市町村の状況だが、検討中、又は未定の町村が6、設置しない見込みの町村が7となっている。今後、他市町村の情報を得ながら、現在は設置していないが、研究はしていきたいと考えている。

健康福祉部長 資料については、町全体の話になるため、これまでの流れの中で、議案の資料として当初でお渡しするのはあくまで条文の新旧対照表ということで来ているので、その形で今回ものをもって、本日は追加資料として、より分かりやすいような詳細の資料を作成した。それをどこのタイミングで出すかということ、私の方から今お答えすることはない。

露木 資料については、これまでのやり方にのって、条例の新旧対照表をいただいているというやり方が、どこに決まりがあるのかよく分からないので、こちらでも確認が必要なので、その部分から変えられるといいのかなと思ったりもしていて、こちらでも議運も含めて考えたいと思う。

審議会の件は、BCPを見ると、1か月以内の業務となっている。災害は二宮町だけで起こる場合だけではないと思うので、県でできるにしても、一斉にその業務がワーストとなった場合に、どうなるのかという不安があるが、そのへんについてはどのようにお考えなのか。

福祉・障がい者支援班長 大規模な災害が起こった場合には、県内の業務が、神奈川県に集中することが考えられるところではある。先ほども申し上げた通り、研究課題にはなるが、弔慰金の支払いの遅れが無いような形で、今後設置については研究していきたいと考えている。

休憩 11時28分

(傍聴議員の質疑：善波議員)

再開 11時28分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第7号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第7号は可決された。
以上で審査を終了とする。

閉会 11時29分